

日野市立学校における 医療的ケアの実施に関するガイドライン

令和6年3月

日野市教育委員会

目次

1 本ガイドラインの目的	1
2 医療的ケアとは	1
3 医療的ケアについての市の考え方	1
4 学校における医療的ケアの範囲	1
(1) 学校における医療的ケアの内容	
(2) 校外での医療的ケア	
(3) 医療的ケアを行う条件	
(4) 学校における医療的ケアの実施者	
5 対象者	2
6 実施の手続き	3
(1) 実施決定までの流れ	
(2) 実施に向けた合意形成のあり方	
(3) 早期からの支援検討	
7 実施体制	5
(1) 校内体制の構築	
(2) 医療的ケア実施計画の作成	
(3) 継続した支援体制	
8 学校における医療的ケアの実施に当たっての役割分担	5
(1) 教育委員会	
(2) 学校	
(3) 保護者	
(4) 主治医	
(5) 学校看護師（医療的ケア看護職員）	
(6) 学校医	
9 安全管理	8
(1) 緊急時マニュアルの作成	
(2) ヒヤリハット事例の共有	
(3) 事故への対応・検証	

様式A 医療的ケア依頼書

様式B 日野市立学校における医療的ケア承諾書及び指示書

様式C 医療的ケア実施に関する計画書

様式D 日野市立学校における医療的ケア解除指示書

様式E 令和 年度医療的ケア実施記録表

参考様式 事故報告書

参考様式 緊急時マニュアル

参考様式 ヒヤリハット報告書

参考資料 日野市教育委員会医療的ケア運営協議会設置要項

1 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、日野市立小・中学校（以下「学校」という。）に在籍する、日常的に医療的ケアが必要な児童・生徒（以下「医療的ケア児」という。）に対し、安全で適切な医療的ケアを実施するとともに、医療的ケア児が安心して学校生活を送ることができるよう、学校における医療的ケア実施の基本的な考え方を示すものです。

日野市立幼稚園に医療的ケア児が在籍する場合は、本ガイドラインの基本的な考え方を参考にするものとします。

2 医療的ケアとは

「医療的ケア」とは、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」で、「人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう」とされています。また、一般的には、医療的ケアとは、病院などの医療機関以外の場所（学校や自宅など）で日常的に継続して行われる、喀痰吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、インスリン注射などの医行為を指します。なお、病気治療のための入院や通院で行われる医行為は含まないとされています。

3 医療的ケアについての市の考え方

・市および学校は、医療的ケア児の就学に当たり、どの学校においても、保護者・医療的ケア児本人が希望する学校で医療的ケアを安全に行うための体制整備に努めます。

・知的障害や肢体不自由などの障害のある医療的ケア児については、障害の程度や状況に応じて、その子どもにとって最も適切と考えられる就学先を、就学相談委員会等での検討を踏まえ、市として提案します。

ただし、就学先については保護者・医療的ケア児本人の希望を最大限尊重し、市の判断と異なる場合であっても、市と学校が協力し、校内で医療的ケアを安全に行うよう配慮します。

・市及び学校は、教員や児童・生徒の医療的ケアに対する理解を深める取組を推進します。

4 学校における医療的ケアの範囲

（1）学校における医療的ケアの内容

学校における医療的ケアは、保護者からの依頼に基づき、主治医の具体的な指示と許可を得た後、必要な手続きを経て実施することとします。

学校で実施する医療的ケアの範囲は、安全で安定的に実施できる内容とし、保護者、主治医、在籍学校、日野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）等の協議により個別に決定します。

(2) 校外での医療的ケア

遠足や社会科見学等校外学習における医療的ケアの実施は、校内での実施に比べリスクが大きく、医療的ケア以外に緊急時対応の必要が生じることも想定されるため、その活動ごとに慎重に検討・判断し、医療的ケア児の活動への参加やケアの内容を決定します。なお、医療的ケアの実施者の確保が難しい等の事情により参加できないことがある他、宿泊が伴う学習については、原則、保護者が付き添いこととします。

医療的ケア児本人の体調の変化や医療的ケア内容の変更により、学校における医療的ケアを休止又は中止することがあります。

(3) 医療的ケアを行う条件

- ・ 学校生活と同様の時間帯で、日常的に保護者が行っている医療的ケアであること。
- ・ 医療的ケアについて主治医の詳細な指示書があること。

【実施できない事項】

- ・ 医療的ケアの内容変更や臨時的な対応
(例：体調が悪いため普段は行っていない薬液注入をする など)

(4) 学校における医療的ケアの実施者

- ・ 医療的ケア児が在籍する学校に対し、教育委員会は学校看護師（医療的ケア看護職員）を派遣・配置し、学校看護師（医療的ケア看護職員）が医療的ケアを実施します。
- ・ ただし、医療的ケアの内容等によって、認定特定行為業務従事者として認定を受けた介護職員が行う場合もあります。
- ・ 学校看護師（医療的ケア看護職員）以外の教職員（以下「教職員」とする）は医療的ケアを行うことはできません。
- ・ 学校生活において適宜必要なケアを行えるよう、必要に応じて学校看護師（医療的ケア看護職員）が付き添うことができるよう配慮します。
- ・ 万が一学校看護師（医療的ケア看護職員）を派遣・配置できない場合は、医療的ケアの実施については保護者に協力をお願いすることがあります。

5 対象者

- ・ 一定期間在宅経験があり、家族が医療的ケアを十分理解していること、また病状が安定し、家庭で日常的に保護者が行っている医療的ケアが確立し、安定して行われていることが必要です。

- ・学校で実施する医療的ケアの対象者は、障害の状態や医学的見地からの意見等を踏まえ、学校での受け入れが可能と教育委員会が判断し、学校における医療的ケアの実施内容及び医療的ケアの状況を踏まえた学習活動の計画について保護者が合意した医療的ケア児とします。

- ・学校設備や支援体制等の状況から、医療的ケア児の住所を通学区域とする学校での受け入れができない場合があります。その場合、受け入れ可能な学校への指定校変更等による就学を検討します。

6 実施の手続き

(1) 実施決定までの流れ

学校における医療的ケアの実施を依頼しようとする保護者は、教育委員会の相談（入学に向けては就学相談）を経て、就学相談委員会等での審議結果による必要な支援等に関する教育委員会の提案を受けることが必要です。

(2) 実施に向けた合意形成のあり方

- ・保護者から学校における医療的ケア実施の希望が示された際には、それぞれの学びの場における教育課程や教育内容、自立に向けての指導内容等も十分に説明したうえで、学校で実施する医療的ケアの範囲や、学校と保護者、主治医をはじめとするさまざまな関係者の協力と協働によって安全で適切な医療的ケアが行われることについて、教育委員会が説明し、理解が得られるようにします。

- ・主治医や保護者等と学校との間で考え方が異なる場合、学校、保護者、主治医、教育委員会等による協議の場を設け、合意形成に努めることとします。

(3) 早期からの支援検討

保護者の理解と協力の下、就学前の幼稚園・保育園等と医療的ケア児及び園での受け入れ体制や医療的ケアの実践方法等を情報共有し、学校における医療的ケアの実施が確実かつ円滑にできるよう努めます。

医療的ケア実施の手続き

時期の目安

入学前年の8月までに申し込み。施設修繕を伴う場合は前々年の8月までに申し込み

前年の7月から当年1月ころ

就学先決定後

入学後

- 保護者から教育委員会発達・教育支援課へ電話申込み（就学相談・転学相談）
- 保護者が就学相談員、保健師等と面談、「医療的ケア依頼書（様式A）」を教育委員会へ提出
- 教育委員会による幼児・児童・生徒の行動観察及び医療的ケアの検討
園等で実施している医療的ケアの内容に関すること等の聞き取り、学校でも実施可能かどうかについて検討する。
- 就学相談委員会等での決定を保護者へ提案、就学先の決定
- 主治医訪問（指示書作成依頼）
保護者、就学先学校、教育委員会が主治医を訪問し、保護者は「日野市立学校における医療的ケア承諾書及び指示書（様式B）」の作成を依頼する。
- 指示書の提出
保護者は主治医より受け取った指示書を確認し、学校に提出する。学校は教育委員会へ写しを提出する。
- 学校における指示書内容の確認（医療的ケア校内委員会）及び「医療的ケア実施に関する計画書（様式C）」の作成
校長の指示のもと、学校看護師（医療的ケア看護職員）は、指示書に基づき医療的ケア実施に関する計画書（様式C）を作成
- 医療的ケア実施に関する計画書に対する保護者同意及び保護者からのレクチャー
保護者は計画書の内容について学校から説明を受け、同意書に署名をする。学校は計画書の写しを教育委員会に提出する。学校看護師（医療的ケア看護職員）は入学後必要な期間（概ね最長1カ月程度）、保護者より医療的ケアの手技・手順のレクチャーを受ける。
- 医療的ケアの実施
学校看護師（医療的ケア看護職員）は計画書に基づき、医療的ケアを実施。実施した医療的ケアは「医療的ケア実施記録表（様式E）」記録しておき、保護者等と密に連携をとる。
- 医療的ケアの実施内容を変更又は解除する場合
保護者は学校にその旨を相談する。必要に応じて保護者とともに学校、教育委員会は主治医を訪問し、医療的ケアの実施方法、配慮事項等の指導を受け、医療的ケア実施に関する計画書（様式C）を更新する。
医療的ケアを解除する場合は医療的ケア解除指示書（様式D）を主治医から受け、終了する。

年度毎に指示書の提出を受け実施

7 実施体制

(1) 校内体制の構築

・医療的ケアを安全に進めるとともに発生した課題等に対応するため、学校は、医療的ケア校内委員会を設置し、定期的、または必要に応じて開催します。

・医療的ケア校内委員会は、学校管理職、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、教職員、保護者、学校看護師（医療的ケア看護職員）、教育委員会等で構成し、検討等の内容に合わせて必要な委員を招集し開催します。その他必要な関係者の出席を求めることもできます。校内支援委員会等を活用するなど、効率的な運営に努めます。

医療的ケアの開始、医療的ケア児の状態変化により医療的ケア内容に変更がある場合や、校外活動等への医療的ケア児の参加方法等について協議が必要な場合は、必ず医療的ケア校内委員会を開催します。

・医療的ケア校内委員会の開催に際しては、できるだけ前もって、協議する案件についての主治医の見解を得ておくようにします。また、必要に応じて主治医等を招くことも検討します。

・学校における医療的ケアの開始や医療的ケア内容に変更がある場合は、学校は保護者了承のもと学校医に情報提供を行い、学校医は必要に応じて学校保健に関する助言を行います。

(2) 医療的ケア実施計画書の作成

・医療的ケアの実施にあたっては、主治医からの指示書に基づいた医療的ケア実施計画書を学校の協力を得て学校看護師（医療的ケア看護職員）が作成し、保護者に確認します。

・医療的ケア実施計画書には、対象となる医療的ケア児のケアの流れと内容を記載することとし、緊急時マニュアルとともに綴って随時確認できるよう、学級担任及び学校看護師（医療的ケア看護職員）等が所定の場所に保管します。

・校外活動等への参加の際には、そのために取り決めた内容を医療的ケア実施計画書に盛り込み、学級担任及び学校看護師（医療的ケア看護職員）等が確認できるように所定の場所に保管します。

(3) 継続した支援体制

・医療的ケアの実施体制については、かしのきシート（個別の教育支援計画）に記載し、進級、進学時等に関わる関係者が変わっても、安全で適切な医療的ケアが行われるよう努めます。

8 学校における医療的ケアの実施に当たっての役割分担

(1) 教育委員会

・学校における医療的ケア実施に係るガイドライン等の策定と改訂

- ・学校における医療的ケア実施の決定
- ・医療的ケア実施のための校内環境整備等に係る予算措置
- ・医療的ケアを実施する学校看護師（医療的ケア看護職員）の配置と予算措置
- ・学校における医療的ケア実施体制説明資料（リーフレット等）の作成と広報
- ・医療的ケアを実施する学校と特別支援学校の連携支援
- ・学校教職員及び学校看護師（医療的ケア看護職員）の研修会・講習会の計画と実施
- ・関係機関との医療的ケア児に関する連携

（２）学校

ア 校長

- ・学校における医療的ケアの総括
- ・各教職員の役割分担の明確化
- ・医療的ケア実施のための校内環境の整備
- ・医療的ケアに関する校内組織の設置と運営
- ・医療的ケアのための外部を含めた連携体制の構築
- ・学校看護師（医療的ケア看護職員）の服務監督・勤務管理
- ・校外活動等への参加の判断
- ・緊急時の体制整備
- ・医療的ケア実施計画書及び緊急時マニュアルの作成
- ・医療的ケアの実施計画や報告に関する書式等の作成と提出

イ すべての教職員

- ・医療的ケア児と学校における医療的ケアの教育的意義の理解
- ・医療的ケアに必要な衛生環境の理解
- ・医療的ケア児の学級担任との情報共有
- ・医療的ケア児の日常的な状況把握と必要な場合の支援
- ・ヒヤリ・ハット等の事例の蓄積と予防対策
- ・緊急時の協力
- ・医療的ケア実施計画書・緊急時マニュアル作成への協力

ウ 養護教諭及び特別支援教育コーディネーター

（上記「イ すべての教職員」に加え）

- ・学校保健（保健教育、保健管理等）の中での医療的ケアの位置づけ
- ・医療的ケア児の健康状態の把握
- ・医療的ケア実施に関わる環境整備
- ・主治医、学校医等との連絡・報告
- ・学校看護師（医療的ケア看護職員）と教員との連携支援
- ・学校医療的ケア委員会の招集及び運営

エ 学級担任

(上記「イ すべての教職員」に加え)

- ・ 医療的ケア児の日常の健康状態の把握と養護教諭・学校看護師（医療的ケア看護職員）との共有
- ・ 医療的ケア実施に係る日次スケジュールの把握と養護教諭・学校看護師（医療的ケア看護職員）との共有

(3) 保護者

- ・ 学校における医療的ケアの内容及び実施体制の理解
- ・ 学校との連携・協力
- ・ 緊急時の連絡手段の確保
- ・ 定期的な医療機関への受診（主治医からの適切な指示を仰ぐ）
- ・ 医療的ケア児の健康状態の報告
- ・ 医療的ケアに必要な医療器具等の準備と管理
- ・ 緊急時の対応（保護者が来校できない場合の代理人の指定を含む）
- ・ 学校と主治医との連携体制の構築への協力
- ・ 医療的ケア実施計画書・緊急時マニュアル作成への協力

(4) 主治医

- ・ 医療的ケア児本人や学校の状況を踏まえた書面による指示
- ・ 緊急時に係る指導・助言
- ・ 個別の手技に関する学校看護師（医療的ケア看護職員）への指導
- ・ 学校への情報提供（学校医との連携、学校看護師（医療的ケア看護職員）や教職員との連携、主治医訪問など）
- ・ 医療的ケア実施計画書・緊急時マニュアル作成への指導・助言
- ・ 保護者への説明

(5) 学校看護師（医療的ケア看護職員）

- ・ 医療的ケア児のアセスメント
- ・ 医療的ケア実施計画書の作成
- ・ 緊急時マニュアルの作成への助言
- ・ 医療的ケア実施に係る日次スケジュールの管理
- ・ 医療的ケア児の健康管理
- ・ 医療的ケアの実施
- ・ 医療的ケアの記録・管理・報告
- ・ 必要な医療器具・備品等の管理

- ・教職員・保護者との情報共有
- ・ヒヤリ・ハット等事例の蓄積と予防対策
- ・緊急時の対応
- ・医療的ケアに関する学校への巡回相談

(6) 学校医

- ・学校における医療的ケア児を含む学校保健に関する指導・助言
- ・主治医との情報共有

9 安全管理

(1) 緊急時マニュアルの作成

- ・保護者、主治医の協力を得て、医療的ケア児の急変、医療的ケアに関わる事故発生時、災害・火災発生時等個別の事案について学校は、緊急時マニュアルを作成し、必要に応じて随時更新します。
- ・学校での避難訓練の際には、緊急時マニュアルに沿った訓練を行います。

(2) ヒヤリハット事例の共有

- ・学校は、医療的ケア児に関するヒヤリハット事例を教育委員会に報告するとともに、校内で定期的に共有することとします。

(3) 事故への対応・検証

- ・学校は、医療的ケアに関わる事故等が発生した場合は、速やかに対応を図るとともに教育委員会に報告します。
- ・学校は、経過記録を作成して関係者間での情報共有と検証を行い、再発防止に取り組みます。

様式 A

医療的ケア依頼書

_____年 _____月 _____日

(宛先) 日野市教育委員会

住所 _____

保護者氏名 _____ 続柄 _____

連絡先 _____

学校生活において、主治医の許可される範囲で医療的ケアを依頼します。

医療的ケアの実施にあたり在籍校、就学予定校、主治医と情報共有することに同意します。

ふりがな 氏名		年 組	年 月 日生
在籍校			
手帳	種類	度数・級数	
医療等 について	医療機関名： 主治医名：		
	診断名等：		
	服薬： (朝・昼・夕・晩)		
学校生活における医療的ケアの内容			
緊急時の対応			

様式B

日野市立学校における医療的ケア承諾書及び指示書

年 月 日

(宛先) 日野市立 学校長

住所 _____

医療機関名 _____

主治医名 _____

連絡先 _____

下記児童・生徒に対し、学校生活において、看護師資格を有する職員に主治医の指示の範囲に限って実施させることを承諾します。

ふりがな 氏名		年 組	年 月 日生
在籍校			
医療等について	診断名等：		
	服薬： (朝・昼・夕・晩)		
指示期間	年 月 日 ~ 年 月 日まで (原則年度末まで)		
学校生活における医療的ケアの内容			
学校生活上の留意事項			
緊急時の対応			

上記の指示内容について同意します。 年 月 日 保護者氏名

様式C

医療的ケア実施に関する計画書

年 月 日

(宛先) 日野市教育委員会

日野市立

学校長

(自署又は公印)

ふりがな 氏名		年 組	年 月 日生
医療等について	医療機関名 :		
	主治医名 :		
	診断名等 :		
	服薬 : (朝・昼・夕・晩)		
計画期間	年 月 日 ~ 年 月 日まで (原則年度末まで)		
学校生活における医療的ケアの内容・頻度			
実施場所			
必要物品			
実施内容の詳細		実施上の留意事項	
学校生活上の留意事項			

上記の計画内容について同意します。

年

月

日

保護者氏名

様式D

日野市立学校における医療的ケア解除指示書

_____年 月 日

(宛先) 日野市立 学校長

住所 _____

医療機関名 _____

主治医名 _____

連絡先 _____

学校における医療的ケアの指示を解除します。

ふりがな 氏名		年 組	年 月 日生
在籍校			
医療等について	診断名等：		
	服薬： (朝・昼・夕・晩)		
解除理由			
学校生活上の留意事項			
緊急時の対応			

上記の指示内容について同意します。 _____年 月 日 保護者氏名

様式 E

令和 年度医療的ケア実施記録表

学校名 _____

対象者名 _____

月	日	曜日	時刻	実施内容	観察・引継ぎ事項	実施者	確認

令和〇年〇月〇日

日野市教育委員会教育長 様

学校名 日野市立〇〇〇学校
校長 〇 〇 〇 〇

公印

事故報告書

このことについて下記のとおり報告します。

- 1 事故の種類
- 2 発生日時
- 3 発生場所
- 4 管理の内外 (管理下・管理外)
- 5 教育委員会への第1報の日時・報告者
- 6 当事者名・関係者名・保護者名・担任名等
 - ①当事者名
 - ②学年・組
 - ③生年月日・性別
 - ④住所
 - ⑤保護者名
 - ⑥担任名
- 7 発生の状況
- 8 対応措置
- 9 校長の見解
- 10 報道の有無 (有 ・ 無)
- 11 添付資料

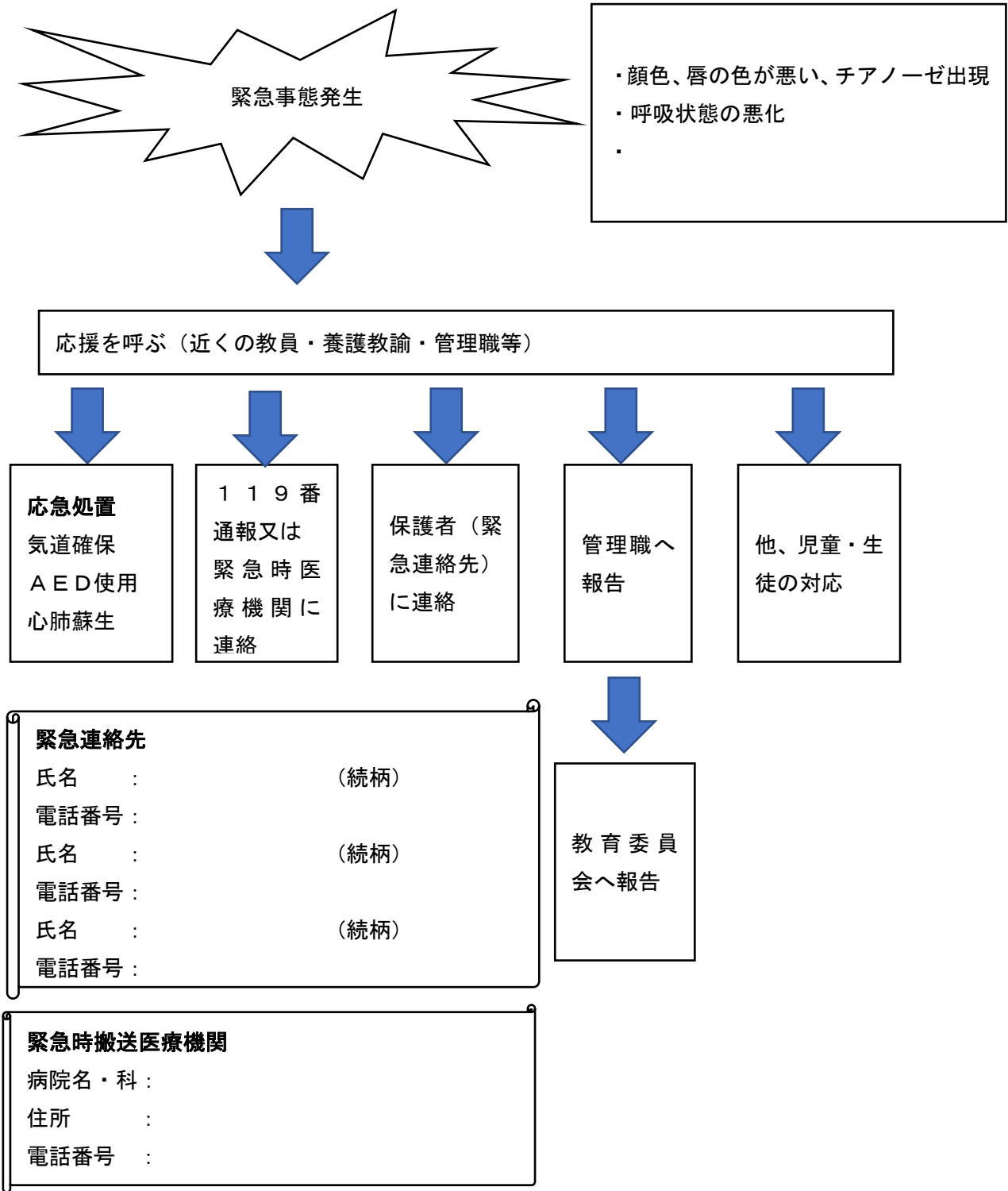
参考様式

緊急時マニュアル

氏名（ふりがな）		年 組	年 月 日生
予想される緊急状況・症状 （事故・急変・災害時等）	対処方法		

参考様式

緊急時マニュアル（例）



参考様式

年 月 日

ヒヤリハット報告書

学校名 日野市立〇〇〇学校

校 長 〇 〇 〇 〇

児童・生徒氏名	
発生日時	
発生場所	
ヒヤリハットの 内容	
対応状況	
再発防止策	

日野市教育委員会医療的ケア運営協議会設置要項

(目的)

第1条 学校が安心・安全に医療的ケア児を受け入れることができるようにするため、医療的ケア児に関する総括的な管理体制を構築することを目的として日野市教育委員会医療的ケア運営協議会（以下「運営協議会」という）を設置する。

(検討内容等)

第2条 検討すべき項目は以下のとおりとする。

- 1 学校における医療的ケアへの対応の在り方などを示したガイドラインの作成
- 2 新たに対応が求められる医療的ケアの取り扱いに関する事項

(組織)

属性	委員	所属等
保健・医療の関係者	常松 健一郎	日野市立病院
保健・医療の関係者	柴田 三奈子	株式会社ラピオン
保健・医療の関係者	倉下 美和子	東京都保健医療局南多摩保健所
指定特定相談支援事業所	天沼 暢浩	株式会社日本エルダリーケアサービス なごみ在宅介護サービス日野
教育の関係者	泉 慎一	八王子東特別支援学校
教育の関係者	小島 幸子	日野第四中学校
教育の関係者	佐藤 美德	滝合小学校
教育の関係者	間瀬 利恵	日野第一小学校
市職員	小宮 広子	第四幼稚園
市職員	高原 洋平	障害福祉課（課長職）
市職員	飯倉 直子	子育て課（課長職）
市職員	村田 幹生	教育部（部長職）
市職員	馬場 章夫	教育指導課
市職員	釜堀 亜矢子	庶務課（課長職）
市職員	成澤 綾子	学務課（課長職）

第3条 運営協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。ただし、運営協議会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め説明等を聴くことができる。

(期間)

第4条 設置期間は、令和5年8月25日から令和6年3月31日までとする。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、教育部発達・教育支援課において処理する。

(委任)

第6条 この要項の定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要項は、令和5年8月25日から施行する。

日野市立学校における医療的ケアの実施に関するガイドライン
令和6年3月作成
日野市教育委員会